

評議員会議事録

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項に基づく評議員会決議に関する理事の提案に対し、2018年12月3日までに、評議員全員（6名）から同意を得たので、本提案事項は決議があったものと看做されたため本議事録を作成する。

1. 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

1：定款一部変更の件

変更内容は次のとおり。

変更前	変更後
(事業) 第4条（記載省略） (1)建築，法律，起業，医療，デザイン，工芸美術の各分野における人材育成のための奨学金の給付 (2)建築，法律，起業，医療，デザイン，工芸美術の各分野の振興・発展のための助成 (3)（記載省略） 2～4（記載省略）	(事業) 第4条（従前どおり） (1)建築，法律，起業，医療，デザイン，工芸美術， <u>文学</u> の各分野における人材育成のための奨学金の給付 (2)建築，法律，起業，医療，デザイン，工芸美術， <u>文学</u> の各分野の振興・発展のための助成 (3)（従前どおり） 2～4（従前どおり）
(権限) 第30条 理事会は，次の職務を行う。 (1)～(3)（略） (4)奨学金の給付の対象となる者及び助成の対象の選考	(権限) 第30条 理事会は，次の職務を行う。 (1)～(3)（略） (4)奨学金の給付の対象となる者及び助成の対象の選考。 <u>選考にあたり、同一人を複数の奨学金事業における奨学生とすることはできない。</u>

2：本臨時評議員会決議があったものと看做される日 2018年12月3日

1. 提案をした理事の氏名 立野晴朗

1. 評議員会の決議があったものとみなされた日 2018年12月3日

1. 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 評議員会長 山本唯倫

2018年12月3日

一般財団法人佐々木泰樹育英会

評議員会長 山本 唯倫
